

平成29年第3回

荒川区教育委員会定例会

平成29年2月10日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

平成29年荒川区教育委員会第3回定例会

1 日 時	平成29年2月10日	午後1時30分
2 場 所	特別会議室	
3 出席委員	委 員 長 委員長職務代理者 委 員 委 員 教 育 長	高 野 照 夫 小 池 寛 治 小 林 敦 子 坂 田 一 郎 高 梨 博 和
4 出席職員	教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 学 務 課 長 指 導 室 長 生 涯 学 習 課 長 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記	阿 部 忠 資 山 本 吉 毅 泉 谷 清 文 相 川 隆 史 小 山 勉 北 村 美 紀 子 田 窪 和 美 佐 々 木 希 久 子 中 村 栄 吾 湯 田 道 徳 宮 島 弘 江

(1) 審議事項

- 議案第 5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について
議題第 6号 平成28年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について

(2) 報告事項

- ア 荒川区学校教育ビジョンの改訂について(案)
- イ 伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について
- ウ 「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」について

(3) その他

委員長 荒川区教育委員会第3回定例会を開催いたします。

出席委員の御報告を申し上げます。本日は5名出席でございます。

会議録署名委員は、坂田委員及び高梨委員をお願いいたします。

教育長、ごあいさつをお願いいたします。

教育長 本日は、この後、総合教育会議を予定してございます。午前中から卒業生を送る会に御出席いただきました先生方には、丸1日になってしまいます。また、この間、小中校長会との懇談会に加えまして、研究事業等御視察、御助言、御鞭撻をいただき、まことにありがとうございます。本日の教育委員会ともどもどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

11月25日開催の第22回定例会の会議録につきまして、前回の定例会にて配付し、この間、確認していただきました。

きょうは、特に委員から御意見がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 それでは、承認いたします。

それでは、本日の議事の日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項2件、報告事項3件でございます。

まず、議案の審議を行います。本日の議案のうち、議案第5号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条に基づく内申について」は、人事の案件でございます。

そのため、初めに議案第5号について、会議を非公開として審議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

議案第5号について、会議は非公開とし、人事案件の審議を行います。

それでは、事務局側説明者を除き、退出をお願いいたします。

〔退室〕

〔入室〕

委員長 ありがとうございます。

では、教育委員会を再開いたします。

続いて、議案第6号「平成28年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について」を議題といたします。議案第6号について説明をお願いします。

生涯学習課長 それでは、資料に基づきまして御説明いたします。

議案第6号「平成28年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定について」でございます。

提案理由でございます。荒川区文化財保護条例第4条及び第6条の規定により、荒川区登録文化財の登録、及び荒川区指定文化財の指定を行うためでございます。

内容でございます。まず「荒川区登録文化財とすべきものについて」でございます。種別、有形文化財絵画、名称、板本着色平経正竹生島詣図絵馬、所有者、延命院でございます。所在地は記載のとおりでございます。

次に、無形文化財工芸技術でございます。名称、提灯文字、保持者、前森宏之、所在地は記載のとおりでございます。

2番、「荒川区指定文化財とすべきものについて」でございます。種別、無形文化財工芸技術、鍛金、保持者、菅原悦夫、所在地は記載のとおりでございます。

次に、有形民俗文化財、名称、山富講下谷講社富士講用具、所有者、通新町睦、所在地は記載のとおりでございます。

次に、有形民俗文化財、丸生講尾久講社富士講用具でございます。所有者、荒川区教育委員会でございます。

3番、「内容および名称変更すべき指定有形文化財について」でございます。種別、有形文化財考古資料、名称、日暮里延命院貝塚出土品、所有者は荒川区教育委員会でございます。理由でございます。出土品一括が区指定となっているが、当該遺跡の特徴を明確にするため、代表的な遺物を選定し、指定文化財とするものでございます。

次の別添資料につきましては、野尻ふるさと文化館長より御説明申し上げます。
ふるさと文化館長 それでは、野尻より御説明させていただきます。写真と資料を見ながらお願いいたします。

まず、登録すべき文化財の(1)ですが、有形文化財、絵画「板本着色平経正竹生島詣図絵馬」とタイトルがちょっと長いですが、こちらは西日暮里三丁目の延命院さんで御所蔵のもので、この絵馬は平経正とあるように、平家物語第7巻の中に出てきます平経正の竹生島詣を画題としました大きな絵馬です。材質は桐材でして、吉祥天と弁財天が本地とされている七面明神、これは延命院さんにお祀りされている神様ですが、この七面明神をお祀りしているお堂の中にかかけられております。竹生島は、滋賀県の琵琶湖北東部にあります島で、竹生島明神は弁財天の垂迹とされている神様でございます。絵は、狩野派の絵師が描いたものでして、天保11年の作品だとわかっております。

登録理由、絵師や制作年代が明確であり、また近世後期の絵画史を研究する上で貴重であるばかりでなく、延命院の七面明神に対する信仰を示す資料として貴重であるということで

ございます。登録基準は、表記のとおりでございます。

次に、登録すべき文化財、無形文化財の工芸技術、提灯文字の前森宏之さんですが、昭和38年のお生まれで町屋五丁目にお住まいです。保持者はお父様の前森英世さん、この方は区指定文化財で既にお亡くなりになっておりますが、中学生のころからお手伝いをしていたそうです。実際に本格的に修業したのは昭和60年ぐらいということでございます。それで昨年、平成28年ですが、お父様が亡くなりましたので前森商店を継ぎまして現在に至っております。

前森さんはお父様だけではなく、登録文化財になっている中村泰士（号、橘右橋）さんから寄席文字を、お亡くなりになりましたが区指定文化財の職人さんでございました二代目荒井三禮さんから勘亭流文字の技術を修得いたしまして、現在のようなお仕事をされております。保持者は伝統的な提灯文字の技術を修得しており、また系譜も明らかであり、区にとって貴重であるという理由でございます。認定基準等につきましては、表記のとおりです。

続きまして、指定すべき文化財、工芸技術、鍛金の菅原悦夫さん。号を友夫と申します。昭和13年のお生まれで、町屋四丁目工房兼住宅にお住まいです。この方は岩手県出身ですが、上京しまして平田禅之丞を祖とする平田派という鍛金の職人の流れに位置する小川友衛さんという方の下で修業しておりまして、5年間の修業とちょっと古い言い方ですけども2年間のお礼奉公をして、鍛金の技術を修得されました。その後、足立区で勤務され、昭和47年に荒川区に引っ越されましたが、現在の地に工房を構えたのは昭和54年のことだったそうです。

この方の特徴は、金属の平らな板をたたいて成型して、食器や花器類をつくられることなのですけれども、特に高度経済成長期に洋食器の上に鍛金の技術で装飾をつけるお仕事をされていたそうです。

認定理由につきましては、保持者は50年以上鍛金に携わり、江戸時代以来の伝統的製法を修得し、展示用の作品だけでなく、多くの実用品を製作しており、その高度な技術は確かである。また、高級洋食器の需要増加に応えるなかで、洋食器製造にも日本の伝統的な鍛金技術を表面の模様を打ち出しなどで生かしてきた。その系譜も明らかで、卓越した技術は区にとって大変貴重であるという理由でございます。指定基準につきましては、表記のとおりです。

続きまして、指定すべき文化財、写真では美しい赤い大きな旗のような資料になります。有形民俗文化財の山富講下谷講社富士講用具でございます。これは、通新町睦、今の4号線沿いのまちに住んでいらっしゃる方々がお持ちのものです。素盞雄神社の神輿倉の中に収蔵しています。この大きな旗のようなものを大マネキといいますが、大マネキと収納箱、付属

品からこの用具は成り立ちます。

通新町の人たちの御先祖様が富士山を信仰していらっしやいまして、天保9年のころから富士講が始まりまして、下限は新しいところでは大正5年ぐらいまで活動の記録が見られます。当該資料に見える世話人というのは、湯屋ですとか鍛冶屋ですとか、職人さんが中心とした講であったことが理解できます。

指定理由でございますが、当該資料は制作年代や伝来が明らかであり、かつて興隆した地域社会の信仰や社会組織を明らかにする上で大変貴重であり、保存の必要があるということでございます。指定基準につきましては、表記のとおりでございます。

もう1点、同じような資料になりますが、これは荒川ふるさと文化館に保管してあります、荒川区教育委員会所蔵のものです。丸生講尾久講社富士講用具という名前でございます。これは尾久の旧家であります小泉家に伝わったもので、教育委員会に寄贈されております。

尾久に昔からあった丸生講、それから尾久講社の持っていたマネキでして、講のマークである講印、それから下谷忍ヶ岡といった言葉が書かれた収納箱から成ります。写真ではちょっと見づらいのですが、このマネキ自体が3メートル近くありまして、非常に巨大なもので籠ですとか雲といった刺繍をあしらった、とてもぜいたくなものでございます。この巨大なマネキから尾久地区の富士講の活動の隆盛ぶりを窺うことができます。

指定理由ですが、当該資料はその伝承が明らかであり、地域社会における信仰や社会組織を明らかにするだけでなく、近代以降の富士信仰を研究する上でも資料的価値が高く、保存の必要があるということでございます。指定基準につきましては、表記のとおりです。

最後になりますけれども、内容及び名称変更すべき指定有形文化財、有形文化財のうち考古資料に分類されます。日暮里延命院貝塚出土品ということですが、これは教育委員会所蔵でしてふるさと文化館の収蔵庫の中に入っております。

日暮里延命院貝塚は夕やけだんだんという階段がありますが、その右側のあたりに広がって存在している貝塚でございます。上野台地の西側の傾斜部のあたりに形成された縄文後期の貝塚で、特に大森貝塚の次に人類学雑誌などに発表されたもので、東京では2番目に報告された貝塚として学史上注目されているものでございます。

2回ほど大きな発掘が行われまして、大量の遺物が出ました。それを、貝一つたりともすべて文化財にすることで一括で指定していたところですが、それではこの文化財の特徴を区民に理解していただくことは難しいだろうということで、代表的な遺物を70点ほど選択いたしました。写真で見てくださいと、例えば立派な土器ですが深鉢というもの、それから注口土器というもの、それから石器類ですとか、貝製品ですとか、そういったものが大量に出ています。それを70点ほどに絞って指定し直すことになりました。

指定理由でございますが、日暮里延命院貝塚出土品は、縄文時代後期の特徴をよく示しており、その資料的価値が高い。出土品が一括して区指定となっているが、当該遺跡の特徴を明確にするため、代表的かつ学術的価値が特に高い遺物を選出して内容を変更する。合わせて名称を日暮里延命院貝塚出土品に変更することでございます。指定基準は、表記のとおりでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

朝倉彫塑館の辺が貝塚だったのですか。

ふるさと文化館長 あの辺にも、台東区ですが領玄寺貝塚がございます。荒川区はそれに連続するような形で、日暮里の駅の方から行きますと右側の辺りです。

委員長 駅側に。

ふるさと文化館長 延命院というお寺さんの下の傾斜地でございます。

大きなビルを建てるときに大量に遺物が出ましたので、一部、文化館の常設展で展示しております。

委員長 承知しました。

ただいまの御説明に質疑はありますか。

小林委員 いい機会なので教えていただきたいのですけれども、大マネキというのがありますよね。この大マネキというのはどのように使われますか。

ふるさと文化館長 マネキというのは大小ございますけれども、小さいものは富士山に登るときに背中にしょったりとか、あとは宿に預けておいて来たときに、招くために掲げられたりします。

この大マネキにつきましては、自分の住んでいるまちに、例えば富士塚などがありますと、その富士塚の山開きがありますね。そのときにこれを掲げて自分たちの隆盛ぶりをアピールすることで、皆さん物すごく大きなものをぜいたくにつくられています。それが2枚ほど荒川区には存在しております。

教育長 私も2点。

1点は、前森さんの息子さんが今度無形文化財に登録されるとの説明でした。でも前森英世さんは亡くなる前から御体の様子が悪かったではないですか。事実上、かなり前から息子さんが中心にやっていたのですか。

ふるさと文化館長 そのとおりでございます。前森商店という名前です。実際には宏之さんがつくっていらしたところでございます。

教育長 そういう意味では宏之氏は、もう十分技能は前から認められていたということですね。

ふるさと文化館長 まだお若い方で昭和38年生まれですけども、早目に登録させていただいたところです。

教育長 あと1点。延命院の出土品を整理して70点選出したということですけども、70点を一括で指定文化財にするのですか。

ふるさと文化館長 全部一括して登録になっているのですけれども、その中から70点を抽出して、特に重要であって、これを見れば延命院貝塚の全容がわかりますよというものをサンプリングさせていただきました。

教育長 それでも70点は多いかなと思うのですが。その中で特にこの1点というのはありませんか。

ふるさと文化館長 先生方が、土器を研究している方、石器を研究している方と細分化されているのです。ただこの延命院の場合は、堀之内2式という分類の土器が出ているのですけれども、これはちょっと口が取れてしまっていますが土瓶のような注口土器がたくさん出ているのが特徴です。そのあたりは今度、速報！荒川の文化財展で見ただけであればと思っています。

教育長 特に堀之内2式というのが、価値が高いんですね。

ふるさと文化館長 そうですね、堀之内2式の注口土器がたくさんあります。あとちょっと変わった形の土器がたくさん出ています。まだ常設ではお見せしていないものがたくさんありますので、これを徐々に出していきたいと思います。

教育長 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」との声あり〕

委員長 なければ、議案第6号につきまして、御意見ありますか。

〔「なし」との声あり〕

委員長 なければ討論を終了いたします。議案第6号について、異議ありますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

委員長 異議ないものと認めます。

それでは、議案第6号「平成28年度荒川区登録文化財の登録、荒川区指定文化財の指定等について」は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

続いて、報告事項に移ります。説明する事務局の都合によりまして、初めに「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長について」、報告を受けることといたしますので、御了承ください。

事務局、お願いいたします。

生涯学習課長 それでは「伝統工芸技術継承者育成支援事業補助延長」について御報告いたします。

伝統工芸技術継承者育成支援事業における補助延長について、文化財保護審議会の意見を聴取した結果、「延長は妥当である」との回答を得たので報告するものでございます。

内容でございます。文化財保護審議会の回答理由につきましては、記載のとおりでございます。補助延長希望者につきましては、4名でございます。手描友禅の井出英世さんのところの西山裕里香。延長理由については記載のとおりでございます。2人目、塚本真理恵。漆塗の角光男さんのところの継承者でございます。延長理由につきましては、記載のとおりでございます。3人目、渡辺久瑠美。指物の渡辺光さんの娘さんでございます。延長理由につきましては、記載のとおりでございます。裏面を御覧ください。4人目でございます。高橋聡子。額縁の吉田一司さんの継承者でございます。延長理由につきましては、記載のとおりでございます。

3番の事業実施状況でございますが、上記4名のほかに13名が継承者育成事業に参加しておりまして、うち8名が終了したものでございます。また、1、2、3、4、5の5人が伝統工芸技術新規継承者育成支援事業、ステップ2を受けている者でございます。

最後のページはステップ2の補助内容についての御説明でございます。

御報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

何かございますでしょうか。

教育長 それでは1点だけ。

委員長 お願いいたします。

教育長 延長は何年ですか。

ふるさと文化館長 6年までです。最長6年までで、毎年審議会の先生方に見ていただきます。

教育長 基本的に1年間ずつ審査ということなのですか。

ふるさと文化館長 そうです。

教育長 ではこの4名の方たちも1年延長ということですね。

ふるさと文化館長 はい。1年ずつ延長していきますので、全員が6年満期やるわけではないです。早くに卒業される方もいます。

委員長 よろしいですか。

ではこの報告事項につきましてはよろしいですね。

次の報告事項でございます。「荒川区学校教育ビジョンの改訂について(案)」の御説明

をお願いいたします。指導室長、お願いいたします。

指導室長 「荒川区学校教育ビジョンの改訂について（案）」について御説明申し上げます。

ポイントでございます。「荒川区学校教育ビジョン」改訂（素案）のパブリックコメントを踏まえ、「荒川区学校教育ビジョン」改訂（案）を作成いたしましたので報告するものでございます。

まず、パブリックコメントの御説明の前に、前回の総合教育会議で委員の先生方からいただきました意見を反映させた部分を説明させていただきたいと思っております。

まず「荒川区学校教育ビジョン」の（案）の冊子を御覧ください。確認させていただければと思っております。まず37ページを御覧ください。段落で申し上げますと、四つ目の段落になります。総合教育会議の中で、進化した人工知能の部分で御説明をいただきました。その内容を入れさせていただきまして、第4段落の1行目の後半から「あらかじめ入力されたものでなく自ら判断できるような進化した人工知能が」と、人工知能の説明を記載させていただいております。

続きまして、その下の第5段落を御覧いただければと思います。総合教育会議の中で人工知能が幾ら発達しても教育の根幹は変わらない。それを使いこなすために必要な物事を理解し、自分の意見や考え方を正確に伝える基礎は初等教育に大切であるという御意見をいただきまして、第5段落の3行目からでございます。「こうした声に応えながらも、教育においては、基礎的・基本的な知識・技能の定着などの小・中学校における教育の根幹の普遍的部分に加えて」の言葉を記載させていただきました。

続きまして、38ページを御覧ください。（3）新たな「荒川区学校教育ビジョン」の実現に向けた施策の柱の1、夢につながる主体的な学びを推進するの（1）でございます。基礎、基本として重要なものは論理的思考力である。子どもたちの可能性を広げる意味でも、論理的思考力は大変重要なものであるとの御意見をいただきまして、（1）「主体的に取り組み、論理的に考え」の言葉を入れさせていただきまして、柱の部分で示させていただいているところでございます。

続きまして、38ページ。同じ「夢につながる」の（4）でございます。総合教育会議の中でも英語は国際公用語であり、コミュニケーションの道具として身につける必要があるという御意見をいただきまして、「英語教育を充実し、国際コミュニケーション能力を育成する」と、国際という言葉に記載させていただきました。

続きまして、47ページを御覧ください。先ほどの基礎、基本として重要なものは論理的思考力であるという御意見を踏まえまして、47ページ（1）主体的に取組み、論理的に考え、学ぶ力の向上を図るの二つ目の段落の2行目からでございます。「論理的に思考する力

を基盤とした国語力の向上」と記載させていただいたところでございます。

それから、その2行下でございますが、「全国学力・学習状況調査等の結果から、これらの課題についても」の後に、以前は「徐々に」という表現だったのですが、「着実に成果が上がっている」という表現に変えさせていただいてございます。

それから、49ページを御覧ください。情報が氾濫する中で情報を取り出し、何かを生み出すことに活用することが求められていて、何が正しい情報で何が有益な情報であるか、先進的に整備したICTで学ぶことが重要であるとの御意見を踏まえまして、49ページの1行目でございますが、「情報スキルや情報モラルなどを、21世紀を生き抜くために必要な力として」の形で記載させていただきました。

それから、52ページを御覧いただければと思います。小学校長との懇談会において、現場の声として手が届く温かさが大切であるという御意見があったことを総合教育会議で御発言いただきましたので、それを踏まえまして、52ページ(4)すべての子どもが楽しく学べる学校をつくるの3行目でございます。「こうした、様々な不安や悩みを抱えている子どもや保護者の心の痛みに対してあたたかい手を差し伸べ、きめ細かい支援を充実させ」と記載させていただいたところでございます。

前回の総合教育会議でいただいた意見を反映させていただいたところを、まず説明させていただきます。

続きまして、パブリックコメントの実施状況について、説明させていただきます。今回の資料に書かせていただいております、内容の部分でございます。

1番、パブリックコメントの実施状況でございますが、実施期間は平成29年1月13日金曜日から29年1月27日金曜日までの15日間で実施させていただきました。

提出された意見でございますが、提出者が32名、意見数が32件とカウントしてございます。実施結果でございますが、この32件のうち、19件は素案に記載済みのものでございました。また、4件は今後策定いたします「3年ごとの推進プラン」でその意見を反映させていただく内容だと考えてございます。それから、参考として受けとめる意見が9件ございました。

具体的な意見の内容でございますが、提出された意見の主なものといたしまして、「いじめについて、ツイッターやSNSなどについても教育してほしい」、「教員の多忙化について心配である」、「学校・家庭・地域の連携が大切である」など、先ほど申し上げたように既に素案に記載済みのものが多かったところでございますが、4件に関しましては推進プランなどに盛り込みながら進めてまいりますので、今回のパブリックコメントを受けて素案の修正は行わない形で進めさせていただければと思っておりますところでございます。

このパブリックコメントの結果の公表でございますが、この後、区のホームページに掲載させていただきます。その後のスケジュールは記載のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

御意見ございますでしょうか。お願いいたします。

小池委員 ちょっと質問ですけれども、実施結果の参考として受けとめる9件とありますが、参考として受けとめるというのはどういう意味ですか。

指導室長 具体的な内容といたしましては、ビジョンに同意しますという賛同的な御意見をいただいたり、校長を学校経営者という表現で書かせていただいているのですが、それに対して違和感があるという御意見がございました。これが3件ございましたので、その件に関しましては説明させていただくとともに、このビジョンの下の脚注の部分に説明書きを入れさせていただきます。また、学校選択制についての御意見や、小・中一貫校の御意見などがございましたが、これは現在検討を進めているところでございまして、そのような意味で参考という形で今回整理させていただいたところでございます。

委員長 御苦労さまでした。

ほかにございませんでしょうか。

小林委員 意見ということではなく、このような形で荒川区の教育に関心を持ってもらえることは大変ありがたいなと思っています。やはり学校教育だけではなくて、子どもを育てることに言っていると、学校・家庭・地域の協力が非常に大切ですので、ぜひ今後とも荒川区の教育に関しまして協力をしていただきたいと思いますと思いました。

指導室長 ありがとうございます。

委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。総合教育会議で、またさらなるディスカッションがあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。次は「『荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方』について」御説明をお願いします。

図書館課長 まず説明に入ります前に、先日1月27日に実施いたしました柳田邦男絵本大賞の表彰式でございますが、小林委員に御出席いただきましてどうもありがとうございました。当日は、受賞者とその御家族を含めまして、約120名ほどの御参加をいただき、無事に終了いたしました。

それでは、本日の「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」について御説明いたします。ポイントでございます。「荒川区立図書館の運営に関する基本的な考え方」の案を

取りまとめましたので、御報告するものでございます。

内容の1番でございます。基本的な考え方として、来月3月26日に中央図書館となる「ゆいの森あらかわ」の開設を踏まえまして、中央館と地域館の役割、それから今後における荒川区立図書館のサービスや運営の方向性についてまとめたものでございます。

考え方の構成案でございます。第1章から第5章までの5章構成となっております。この資料の次にA3判の概要版をおつけいたしましたので、そちらを御覧ください。

第1章は、区立図書館の位置づけでございます。概要版の(1)にございますように、区立図書館の位置づけといたしまして、「区民の知恵袋」であること、「文化的賑わいの拠点」であることの2点をキーワードとしております。そして、区立図書館の役割と方向性としまして、(2)の5点を示しているところでございます。

次の第2章の区立図書館の現状と課題につきましては、図書館の利用状況、それから現在図書館で行っているさまざまな取り組みについて、整理させていただいております。その上で、これから滞在型の図書館づくりを進める必要があるということ。それから生涯を通じた図書館の利用につなげていくことが必要であるということ。それから特色のある地域図書館づくりを進めていく必要がある。最後に、4点目といたしまして、区全体が「読書のまち」となるような読書環境を整備する必要性、この4点を課題として挙げております。

その課題を解決する方向性といたしまして、様々な世代が利用できるようにする。また、子どもたちにとって安心できる居場所となるような環境を整備していく。それから、ライフステージに応じた取り組みを行っていくこと。4点目といたしまして、知的好奇心の追及や問題解決の場としていくこと。最後に、他の公共施設あるいは民間事業者との連携を進めていくこと。この5点を方向性として示しました。

それから、概要版の右側になりますが、第3章の今後の図書館の運営といたしまして、まず中央図書館と地域図書館の役割を整理しました。中央図書館としての「ゆいの森」につきましては、大規模な蔵書を有していることからくる信頼性。それからゆとりと交流のある読書空間を提供している。それから地域図書館・学校図書館・関係機関を結ぶ拠点として、整備し運営していくものであることとしております。

一方で、地域図書館につきましては、日常的に気軽に利用できる居場所であること、安心して利用できる施設整備を行っていくこと、それからそれぞれの地域における生涯学習活動の拠点としていくこと、これらを地域図書館の役割としてございます。

これらを踏まえまして、さらに新たな事業展開として3点挙げております。1点目が、図書館から積極的に発信及びアウトリーチしていくこととございます。2点目といたしまして、心地よい居場所をつくっていくこと。3点目といたしまして、区民参加を促進するための事

業を展開していくこと。これら3点がこれまでの事業に加えて新しい方向性として出すべきであろうということでございます。

これらを踏まえまして、第4章で各館ごとの特色をより強くしていこうということで、館ごとの特色を示しております。1番の「ゆいの森あらかわ」から南千住、尾久、町屋、日暮里、それぞれを整理してございます。

最後に第5章といたしまして、「読書のまちあらかわ」を目指していくためにということで、荒川区はコンパクトにまとまったまちであることから、第4章にあるような特色ある図書館づくりをしていくことで、自分のお住まいの地域の図書館を利用することはもちろん、それだけではなくて他の地域の図書館であってもその図書館でやっている取り組みであるとか蔵書を目当てとして区内の図書館をぐるぐる回る。それをここに回遊性として示しておりますが、そうした利用の仕方を目指していくべきであるということを示しております。

また、本文では図書館だけではなくて、街なかのあらゆるところで読書環境を整備していくことで、街なか図書館というものを今後推進して、全体として「読書のまちあらかわ」といった形で具体化していきたいということでございます。

雑駁ではございますが、以上が基本的な考え方の説明になります。よろしく願いいたします。

委員長 御報告ありがとうございました。

どなたか御意見ありますか。

坂田委員 今おっしゃった街なか図書館というのは、実際にはどういうことをイメージしているのですか。

図書館課長 「ゆいの森」も含めて5館ある図書館で本を読むことはもちろんですが、今考えておりますのは、例えば民間の事業者も含めて、具体例でいきますとシルバー人材センターに本棚を置いてもらって、シルバー人材センターの登録会員の方がセンターに来たときに本を借りて読書を楽しんでもらおうという、図書館以外でも本に触れて借りて読むところを、他の施設であるとか民間事業者と連携して進められないかと考えております。例えば図書館の本を整理していく中でまだ使用には耐えられるのですが新しい本を買うために図書館として要らなくなった本を、リサイクル図書という形でそういったところに提供する支援であるとか、あるいは民間の方が本を選ぶときに司書がアドバイスするとか、そういった連携ができるのではないかと考えております。図書館にはなかなか行きにくいだけでも、近くのそういった施設ですとか、あるいは商店街のどこかのお店ですとかがそうなればいいかなと考えております。

坂田委員 わかりました。

委員長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

小林委員 大変よくできた「基本的な考え方」だと思っています。例えば、右側の「新たな事業展開に向けて」で、発信とアウトリーチであるとか心地よい居場所づくり、区民参加の促進というのはとてもいいかと思っています。

全体として考えると、今、例えばアメリカの公共図書館は、いろいろな社会的な階層の人たちがいる中で、本当に幅広い人たちに対して手を差し伸べようという活動を展開しています。その意味で、この荒川区の図書館が日本のモデルになっていくと非常にいいなと思っています。

この中で、特に4章の特色ある図書館づくりで各地域ごとに特色ある地域図書館をつくっていったら、区民が回っていくアイデアも非常にすばらしいなと思っております。ぜひ頑張ってください。

図書館課長 ありがとうございます。

教育長 電子図書とか、インターネット読書とかは図書館としてどういうふうに捉えているのですか。

図書館課長 今はまだ状況を見させていただいている形でございます。現在の電子図書の制限としては、例えば使用期限が定められていたりですとか、実際に貸し出すための条件整備がまだできていないところがあります。そういった整備がどれだけ進むのかを見ながら、まずは司書を中心とした職員向けに、レファレンスのために参考とする電子図書の購入といったところから始めてみようかと議論しているところでございます。将来的には、当然ながら視野の中には入れていかなければいけないと考えております。

教育長 わかりました。

小池委員 ちょっとよろしいですか。

委員長 はい、お願いいたします。

小池委員 どれほど関係あるのかわかりませんが、学校図書館との関係ですね。どう考えたらいいのか。特に今、問題とされているのは、日本語の読解力というか長文の読解力が極めて落ちていることが言われています。しかし、荒川区の学校図書館は蔵書数も極めていいし、司書もいるわけですよ。だけれどもそういう長文が、読解力というか理解力が足りないこととか、荒川区だけの問題ではないのですけれども、中学生になると読書量が極端に低下するのです。それを何らかの形で区立図書館で補うとか、そういうことはできるものなのか、関係はどういうふうに考えているのでしょうか。

図書館課長 やはり学校図書館との連携につきましては、この中でも重要なポイントとして記

載してございます。荒川区の学校図書館も整備がかなり進んでいるところでございますが、学校図書館は学習という視点での選書という本のそろえ方がございますし、また区立図書館はもちろん学ぶところもありますけれども、一般の方に向けてもっと広い考え方を持ったもの、あるいは新しいものといった形で、どちらがいい悪いではなく、選書の基準が違うところで学校図書館にない蔵書であれば、それを学校図書館に貸し出ししたりですとか、そういった形で、先生のおっしゃるように補完といいますか支援はできると考えております。

現在でも学校司書と図書館の司書の連絡会といった形で情報共有もしておりますし、個別には学校司書の方も区立図書館に実際に足を運んでいただいて、区立図書館の蔵書を確認していただいたりですとか、あるいは図書館の司書が学校図書館の選書のアドバイスを行うですとか、それぞれの立場でお互いに支援することは今後も進めていきたいと考えています。

委員長 ありがとうございます。

坂田委員 今回、このタイミングでというのが非常に重要で、非常に大きな蔵書を持つ「ゆいの森」ができることによって、区の図書館体制が抜本的に変わるというか。そういう意味でかなり従来とは不連続なことが、そういうタイミングになることだと思うのです。

従来はこうしたからこうするというのではなくて、そこを本格的に考えて、今回は回遊ということですが、実験的に考えて本当に回遊するかとか、それを検証して次を考えることが必要です。実験することは大事なのですが、実験は一定の確率でしか成功しないので。

だから今回はそういう意味で、特色づけと回遊は今、段差のあるタイミングだからそういう提案をされているのだと思うのですけれども、住民の方々がどういう反応をされるかは必ずしも予想できないので、我々としてはここ1、2年、その変化とこれがマッチしているかどうかをよく調査して次を考えることをしないといけないと思うのです。

委員長 ありがとうございます。

中央図書館「ゆいの森」ができたことによって、それを中心としてほかの四つの地域の図書館との連携を深め、また四つの図書館に何か特色を持たせて、そしてその中を回遊していただく。回遊については少し宿題があるかもしれませんが、さらに新たな事業展開もできましたし、しばらく様子を見て、さらに「読書のまちあらかわ」を展開できればということです。その基本的考え方ができましたので、ぜひまた何かございましたら御意見いただきたいと思います。

もう一つ明確にしなければいけないのは、学校図書館との関係をうまく連携すれば、無駄な資源が使われないですむかもしれません。そういうことも含めて宿題があるかもしれませんが、まずは、すばらしい基本的な考え方ができたと思います。ありがとうございました。

図書館課長 ありがとうございます。

委員長 ほかによろしいですか。

では、図書館の考え方についてのお話は終わりました、次は教育委員会関係の行事について、事務局から御説明していただきたいと思います。

教育総務課長 御手元に2月から4月にかけての教育委員会の関係行事を置かせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。本日、特に私から説明するものはございません。

連絡事項が1点ございます。次回、2月24日の教育委員会でございますが、前からお示ししているとおり尾久小学校の研究発表会の視察を1時半からさせていただきます。その後、当初は5時から教育委員会定例会の予定でしたが、研究発表会は4時半に終わると聞いておりますので、終了後、時間を30分ほど繰り上げさせていただいて、定例会を4時半から尾久小学校で開催させていただきたいと思っております。詳しい中身については、この後、終わりましたら協議会でまた説明させていただきたいと思っております。

委員長 ほかにございますか。

ないようですので、以上をもちまして、教育委員会第3回の定例会を閉会といたします。

了